

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 5年3月1日

事業所名 こどもデイサービス こもれ陽

		チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	100%			国の基準は満たしていますが、活動によっては手狭に感じたりするときは戸外活動をしたり、室内・戸外と別れて活動したりしてスペースの確保に努めています	
	2	職員の配置数は適切である	80%	20%		基準以上に職員配置をしています。またOT、PT、STを必要に応じて非常勤で配置しております	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	100%			絵表示をするなど、わかりやすい表記をし、わかりやすい情報伝達の工夫をしております。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	100%			消毒、掃除を徹底して、快適な環境作りに努めております	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	100%			PDCAのプロセスを繰り返し行いより良い療育ができるように努力しております	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	100%			皆様方のご意見を踏まえ職員全員で改善につなげていきます	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	100%			ホームページで公表しております	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	60%		40%	コロナ禍で難しいこともありましたが、関係機関の方に参観に来ていただいたこともあります	
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	100%			外部研修には一人1回以上参加し、伝達講習を行いました。また、内部研修は月1回行い職員の資質向上に努力しています。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	100%			それぞれの専門分野でアセスメントを実施し、チーム一丸となって計画の作成をしています。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	80%	20%		アセスメントツールを活用しております	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	100%			児童発達ガイドラインを活用し支援計画の立案に努めております	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	100%			職員全員が一丸となって取り組んでおります	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	100%			〃	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	80%	20%		〃	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	100%			毎日、個別と集団を組み合わせ活動しております。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	80%	20%		支援の内容や方法など職員間で確認して療育にあたっています	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	100%			PDCAを取り入れ職員全体のものにしていきます	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	100%			日々の詳細な記録を作成し、支援の検証改善に勤めています	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	100%			定期的に計画見直しを全職員で行っています	
	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	100%			管理者および自発管が参加しております。必要があればOTも参加します	

関係機関や保護者との連携	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	100%			関係機関と連携をとっております	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				該当児がいません	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				該当児がいません	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	100%			関係機関と連携を取り、情報共有と相互理解を図ってきました。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	100%			関係機関と連携を取り、情報共有と相互理解を図ってきました。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	80%	20%			コロナ禍で難しいところがありましたが、できる範囲でこれからも連携をしていきます
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		100%			〃
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	100%				積極的に参加してきました
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	100%				送迎の時や連絡帳、電話で状況や課題についての話をしてきました
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		80%	20%		ペアレントトレーニングは行っていないが、いつでも相談に乗れる体制づくりはしてきました。
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	100%				
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	100%				定期的に面談を行い支援計画や内容をお話しし、同意書をいただいております。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	100%				保育士、OT、PT、STの専門分野で対応しております
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している			100%		コロナ禍で実施しておりません。状況が改善したら前向きに検討します。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	100%				必要に応じて保育士、OT、PT、STが対応してきました。いつでもご相談いただけるように周知していきます
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	100%				
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	100%				
	39	障がいのある子どもや保護者との意思疎通や情報伝達のための配慮をしている	100%				
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている			100%		コロナ禍で実施できておりません。状況が改善したら前向きに検討します。
	非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	100%			
42		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	100%				年3回火災・地震・洪水の避難訓練を行っています
43		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	100%				
44		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている					該当児がいません
45		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	100%				ヒヤリハット報告書に記入し、防止策を職員で共有しております

PL2	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	100%		虐待防止の研修会にも参加し伝達講習を行いました。事業所内でも研修を行い、虐待に対する敏感なアンテナを張ることを職員で共有しました	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	100%		車いす等を利用する際には必要性と時間を保護者に承諾を得て計画にも記載し、記録にも残しています。	